

新型コロナウイルスにより**事業の縮小**を**余儀**なくされている**事業主さまへ** **助成金を活用して雇用を維持しましょう！**

雇用調整助成金特例措置のご案内

北海道の事業主様限定のご案内です

< 雇用調整助成金とは？ >

事業の縮小を余儀なくされ、一時的に従業員を休業させ、休業手当を支給することで、手当の一部が助成される制度です。

< どんな事業主？ >

- 北海道に所在する事業主
- 労使間で休業協定を締結する事業主
- 労使協定に基づき従業員を休業させる事業主 ※全員の休業は必要ありません
- 労働基準法に基づき休業手当を支払う事業主

特例措置が次々と発表されています。 ※令和2年3月4日発表の拡充案のため内容が変更される場合があります。

令和2年3月4日発表拡充案

緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請されている地域に所在する事業主(現時点では北海道のみ)

所定労働が週20時間未満のパートタイマーも対象

入社してすぐの労働者も対象

売上の減少は必要なし

助成率UP 中小企業(4/5) 大企業(2/3)

もともとは

※3月4日時点

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

雇用保険被保険者が対象

雇用保険被保険者期間が6か月以上必要

前年同月と比較して売上高10%減が必要

助成率 中小企業(2/3) 大企業(1/2)

助成額

中小企業

大企業

休業を実施した場合の休業手当に対する助成(率)
 (または 教育訓練を実施した場合の賃金相当額)
 ※対象労働者1人1日当たり 8,335円が上限

$\frac{4}{5}$

$\frac{2}{3}$

教育訓練を実施した際の加算

1人当たり1,200円/日

支給限度日数

1年間で100日(3年間で150日)

北海道に所在していると要件緩和さらに助成額UP

※北海道以外の地域では要件が異なります。

事業の縮小

計画提出

休業実施

休業手当支給

支給申請

新型コロナウイルスの影響で…
出勤させてもなあ…



従業員10名を3月1日から4月30日まで輪番で休業を予定

3月1日から4月30日まで計10名を各20日間休業を実施



仕事を休んでいる間休業手当として1日あたり8,000円を支給

8,000円(※)×4/5 = 6,400円
6,400円×延べ休業200日
助成金 1,280,000円を受給!



※実際の助成金の1日あたりの受給額は、雇用保険被保険者の平均値を使用するため変動します

北海道SATO社会保険労務士法人 助成金チーム

助成金直通 TEL:011-351-9914 joseikin@sato-group.com

代表 TEL:011-742-9222 http://hssr.sato-group.com

ご連絡ください!